■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果 ■

評価項目別についてみると、南笠東学区を草津市全体と比較すると、「知的能動性の低下」「社会的役割の低下」に該当する人の割合が高くなっています。また、「運動器」「閉じこもり傾向」「口腔機能」「うつ傾向」についてもやや割合が高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出回数が「減っている」人の割合が草津市全体・玉川圏域と比べて高くなっています。外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津市全体・玉川圏域と比べて低くなっています。生きがいが「ある」人、地域活動等に「参加している」人、地域活動やその運営に「参加したい・している」人、友人・知人と会う頻度が「毎日～毎週」の人の割合がいずれも草津市全体・玉川圏域より低くなっており、家族以外の相談相手が「そのような人はいない」という人の割合が草津市全体・玉川圏域より高くなっています。

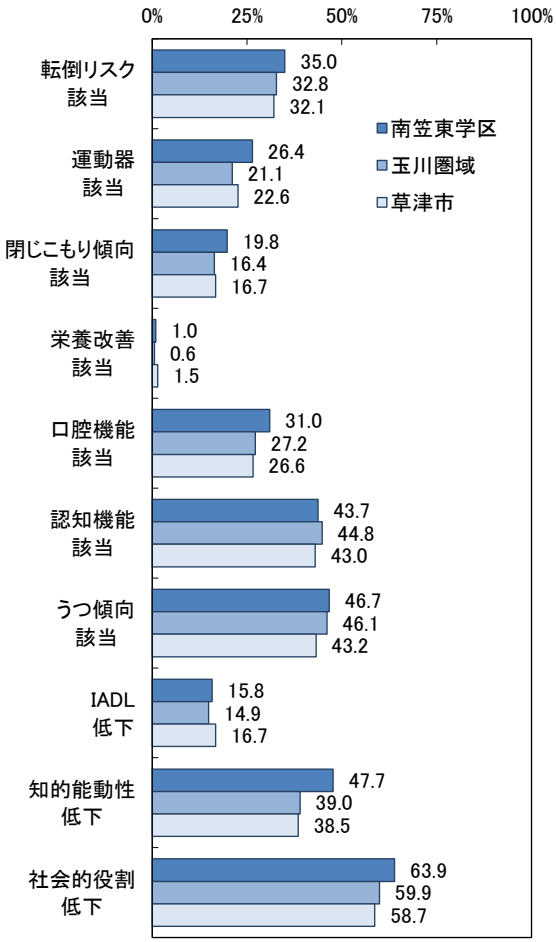

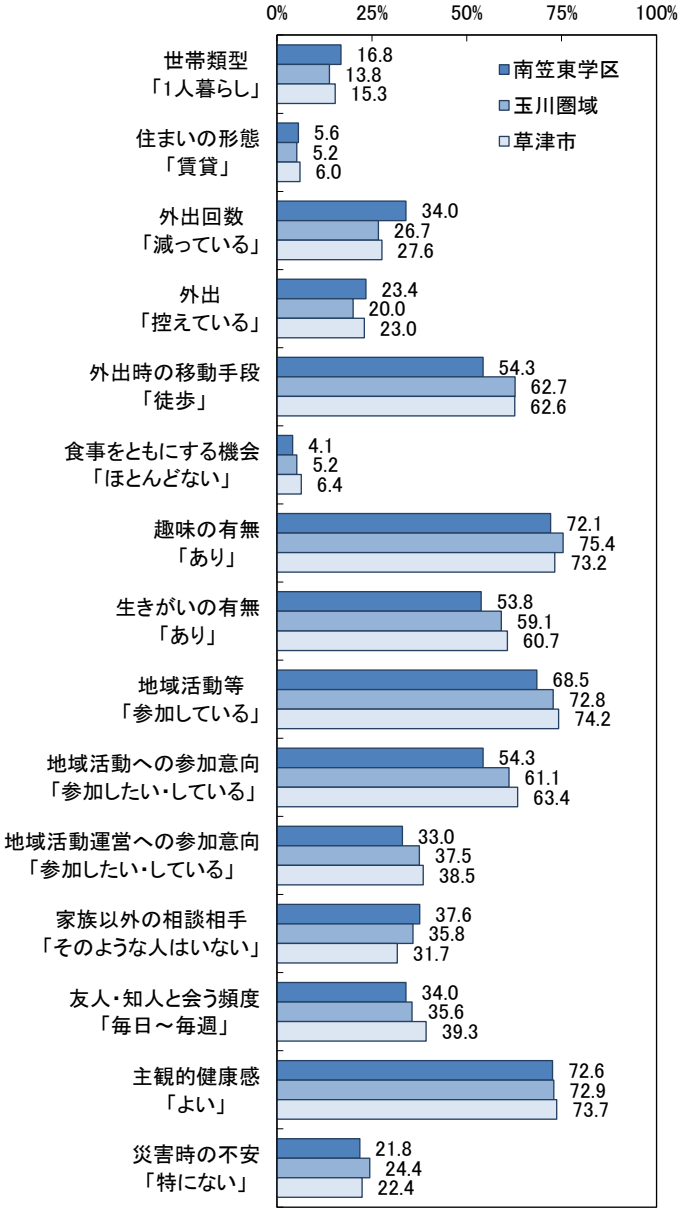

松原圏域	
（令和２年10月１日現在）	（令和２年10月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
圏域内人口 18,936人	要介護・要支援認定者数 1,106人
高齢者人口（65歳以上） 5,693人	（圏域内高齢者人口に占める割合） (19.4%)
（高齢化率） (30.1%)	区分内訳 要支援１・２ 276人(25.0%)
	要介護１・２ 500人(45.2%)
	要介護３以上 330人(29.8%)

■ 人口ピラミッド ■

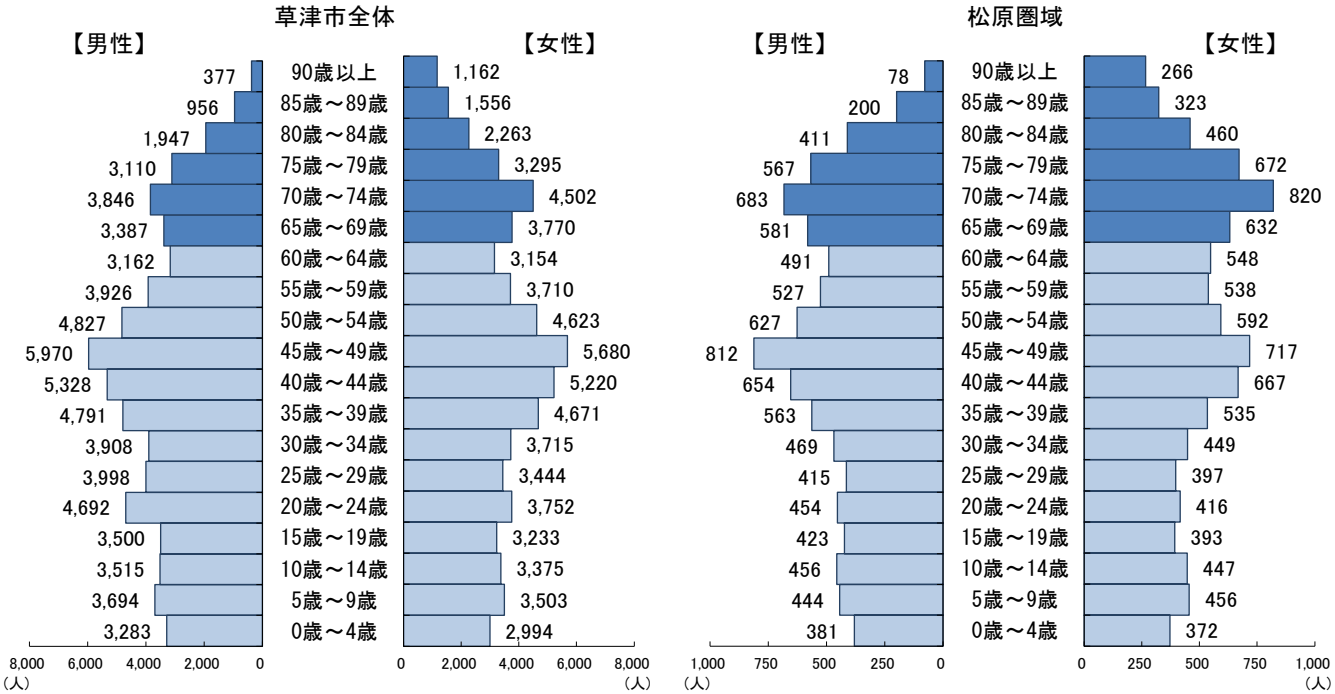

■ 高齢化率の推移 ■

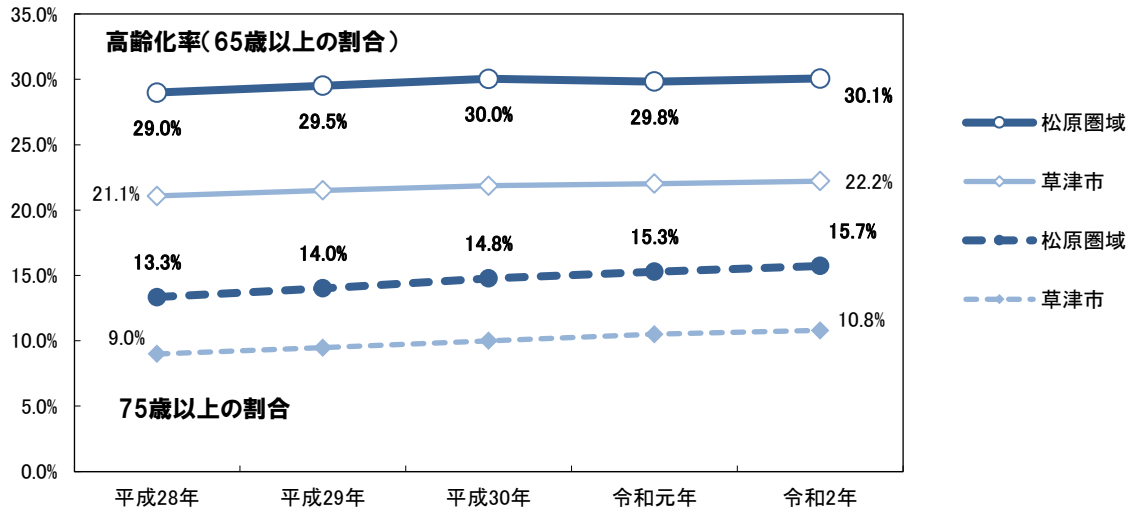

■ 地域資源 ■（令和２年４月１日時点）

介護事業所					
●※1	訪問介護	4 事業所	★	居宅介護支援	4 事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	▼	短期入所生活介護	2 事業所
●※1	訪問型サービス（介護予防型）	5 事業所	▽	短期入所療養介護	1 事業所
○※1	訪問型サービス（生活支援型）	4 事業所	認	認知症対応型共同生活介護	1 事業所
	訪問入浴介護	－	特	介護老人福祉施設	2 事業所
看	訪問看護	1 事業所	特	地域密着型介護老人福祉施設	1 事業所
リ	訪問リハビリテーション	1 事業所	老	介護老人保健施設	1 事業所
▲※2	通所介護	3 事業所		介護医療院	－
	認知症対応型通所介護	－	◆	小規模多機能型居宅介護	1 事業所
▲※2	地域密着型通所介護	6 事業所		看護小規模多機能型居宅介護	－
▲※2	通所型サービス（介護予防型）	9 事業所		福祉用具貸与	－
△※2	通所型サービス（活動型）	3 事業所		特定福祉用具販売	－
△	通所リハビリテーション	1 事業所			

地域資源			
病院	－	薬局	4 か所
一般診療所	9 か所	歯科	8 か所

※１　地図中の●は「訪問介護」のみの事業所
●は、「訪問介護」＋「訪問型サービス（介護予防型）」の事業所
○は、「訪問介護」＋「訪問型サービス（介護予防型・生活支援型）」の事業所

※２　地図中の▲は「通所介護」のみの事業所
▲は、「通所介護」＋「通所型サービス（介護予防型）」の事業所
△は、「通所介護」＋「通所型サービス（介護予防型・活動型）」の事業所

山田学区	
（令和２年 10 月１日現在）	（令和２年 10 月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
学区内人口　7,838 人	要介護・要支援認定者数　501 人
高齢者人口（65 歳以上）　2,376 人	（学区内高齢者人口に占める割合）　(21.1%)
（高齢化率）　(30.3%)	区分内訳　要支援１・２　128 人 (25.5%)
	要介護１・２　223 人 (44.5%)
	要介護３以上　150 人 (29.9%)

【地域資源】　サロン：17 か所、いきいき百歳体操実施団体：13 団体※地域サロン等との重複含む

■ 人口の推移 ■

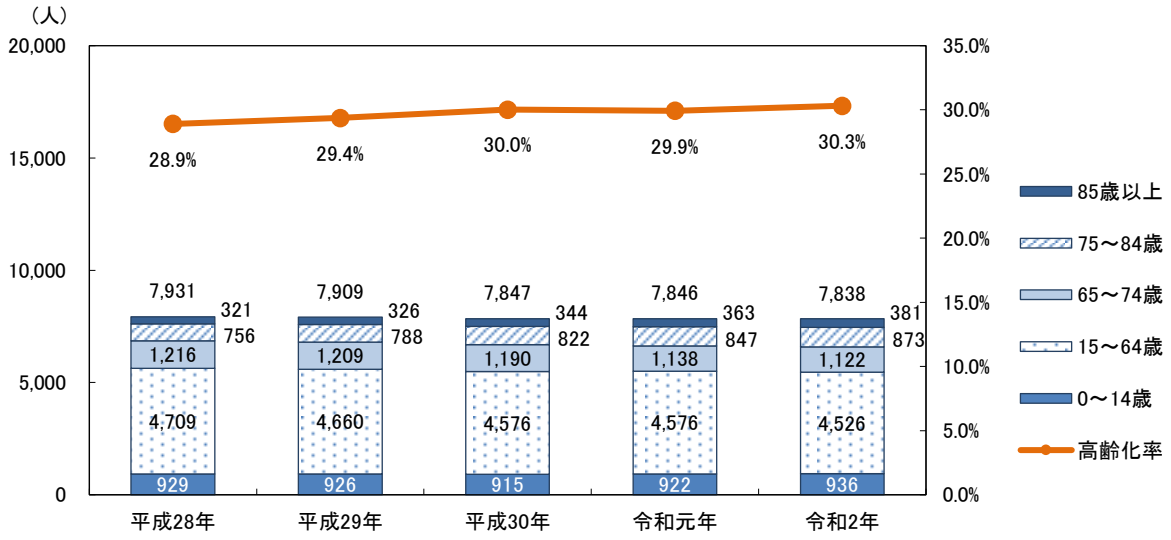

各年 10 月１日時点

■ 高齢化率の推移 ■

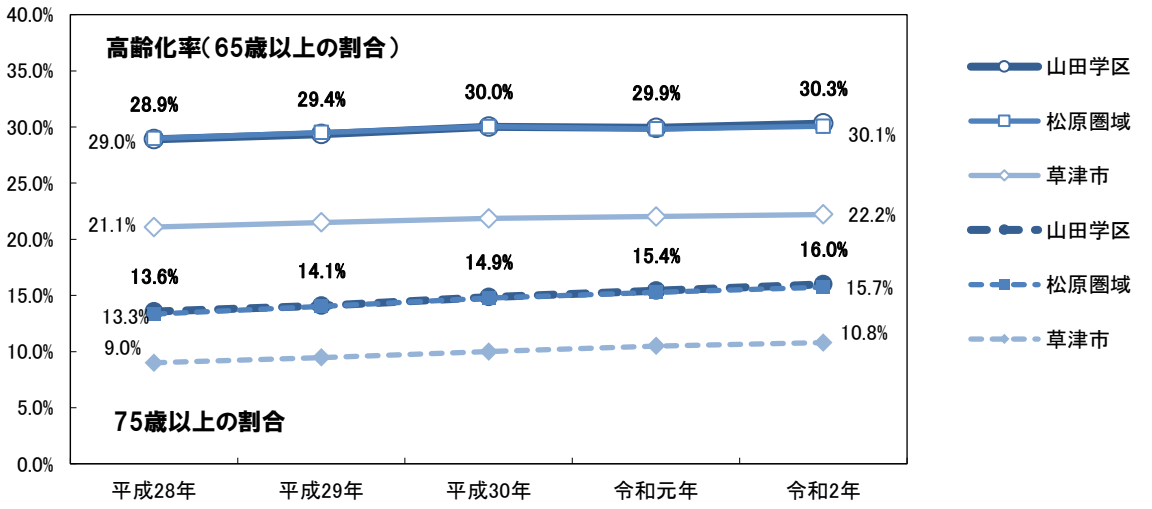

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果 ■

評価項目別についてみると、山田学区は草津市全体と比較して、「社会的役割の低下」以外の項目すべてにおいて、該当者の割合が高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出回数が「減っている」人、「控えている」人の割合が草津市全体と比べて特に高くなっています。また、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合が草津市全体と比べて特に少なくなっています。趣味が「ある」という人の割合は草津市全体と比べて低くなっています。家族以外の相談相手が「そのような人はいない」という人の割合は草津市全体と比べて低くなっています。主観的健康感については「よい」が草津市全体・松原圏域と比べて低くなっています。災害時の不安については「特にない」が草津市全体・松原圏域と比べて低くなっています。

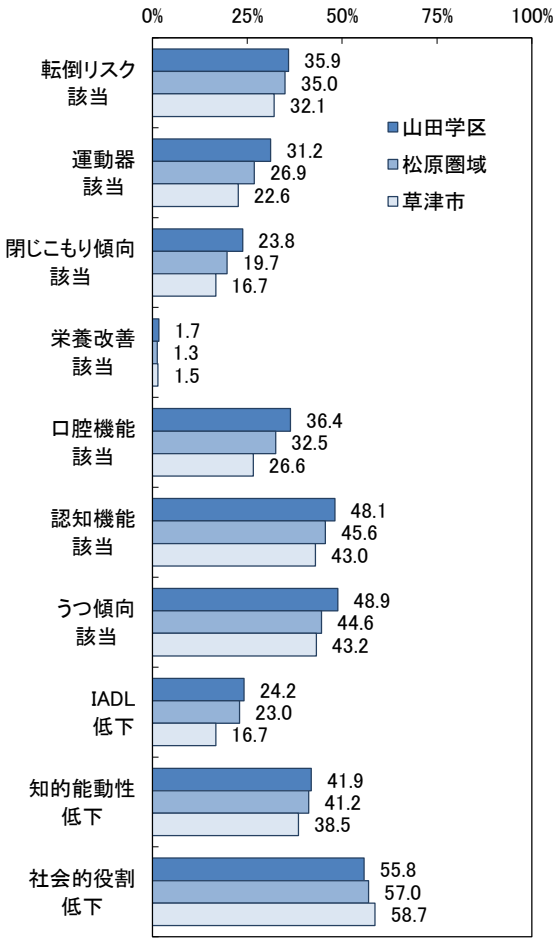

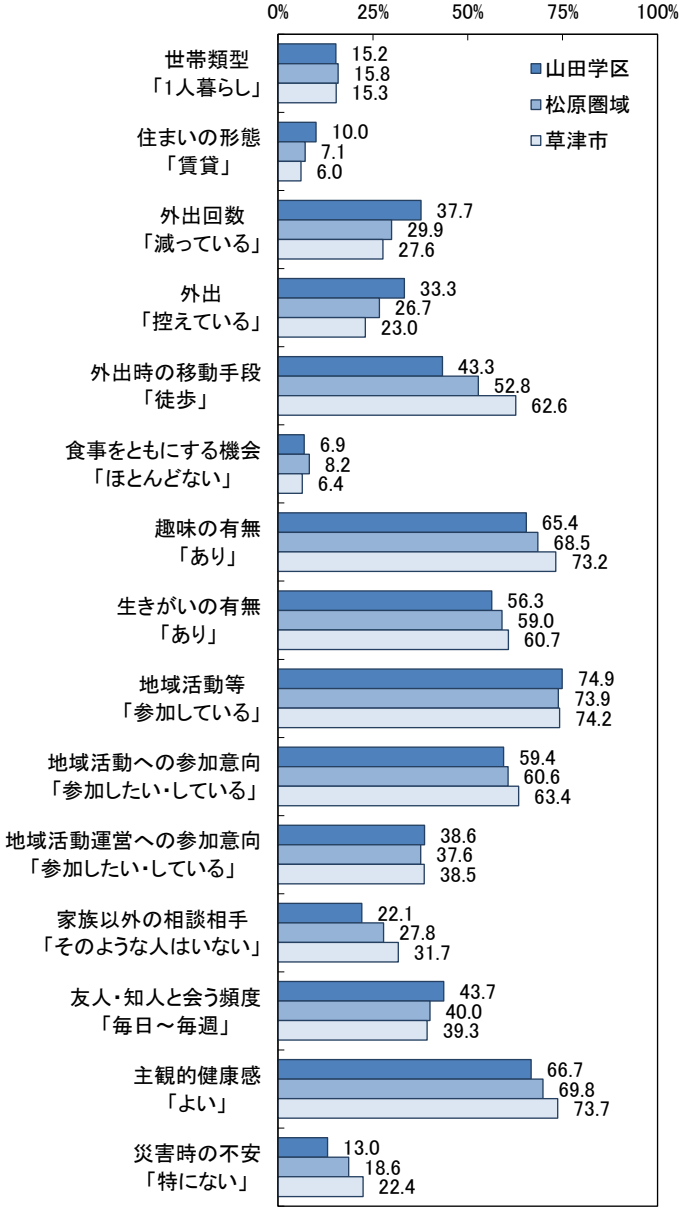

笠縫学区	
（令和２年 10 月１日現在）	（令和２年 10 月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
学区内人口　11,098 人	要介護・要支援認定者数　605 人
高齢者人口（65 歳以上）　3,317 人	（学区内高齢者人口に占める割合）　(18.2%)
（高齢化率）　(29.9%)	区分内訳　要支援１・２　148 人 (24.5%)
	要介護１・２　277 人 (45.8%)
	要介護３以上　180 人 (29.8%)

【地域資源】　サロン：17 か所、いきいき百歳体操実施団体：14 団体※地域サロン等との重複含む

■ 人口の推移 ■

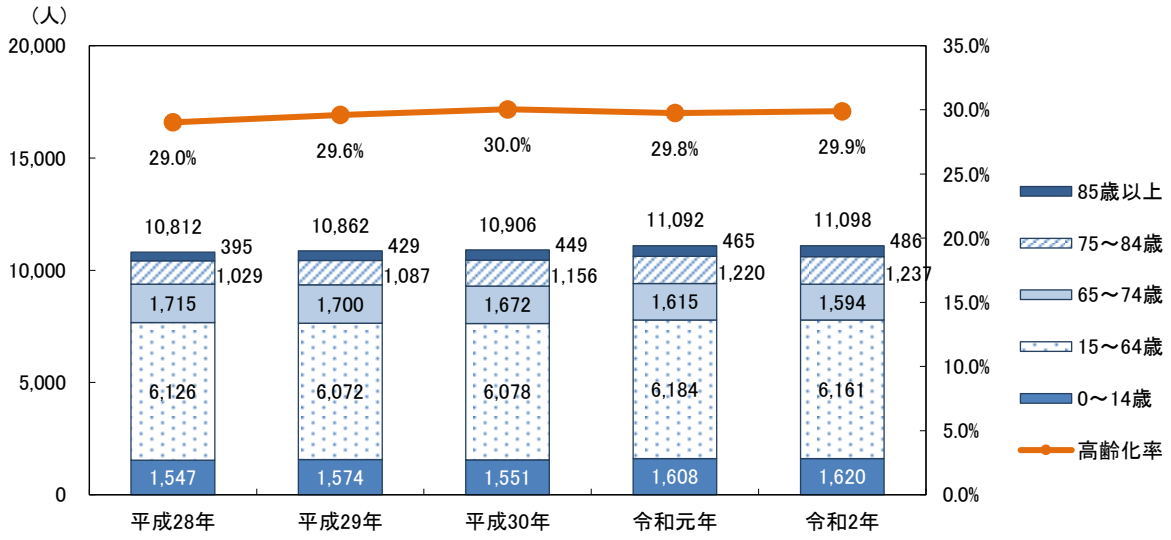

各年 10 月１日時点

■ 高齢化率の推移 ■

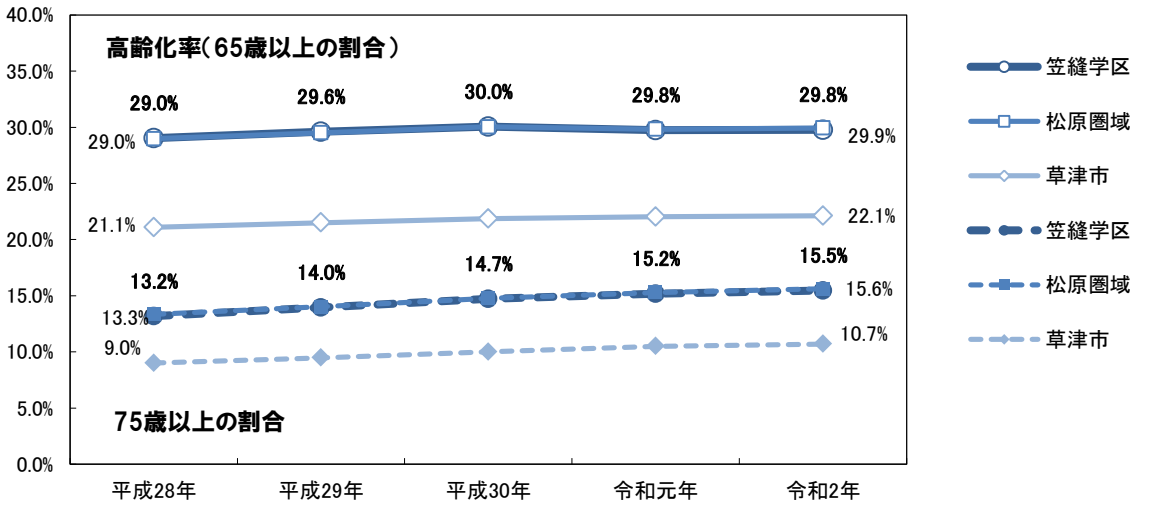

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果 ■

評価項目別についてみると、笠縫学区は草津市全体と比較して、「IADL の低下」に該当する人の割合が高くなっています。また、「口腔機能」の割合もやや高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は松原圏域よりも高くなっていますが、草津市全体よりはやや低くなっています。

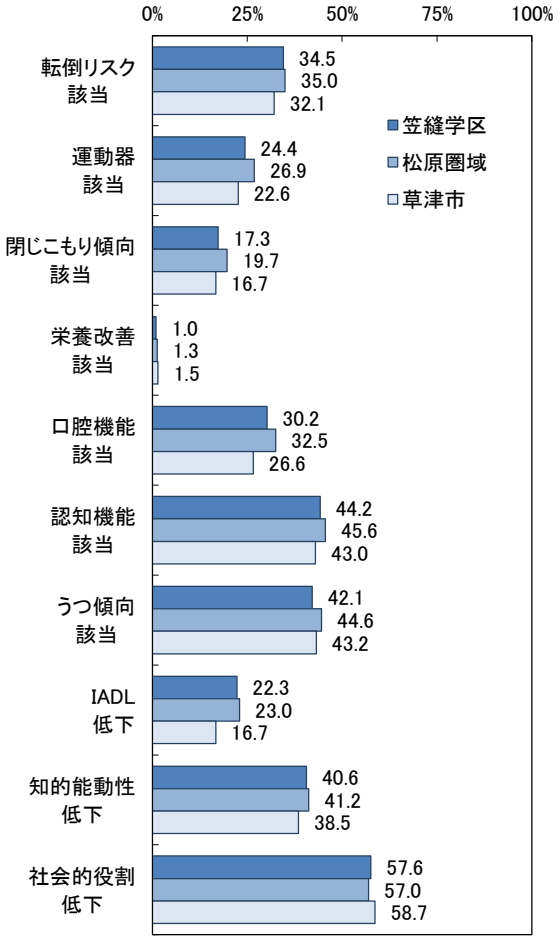

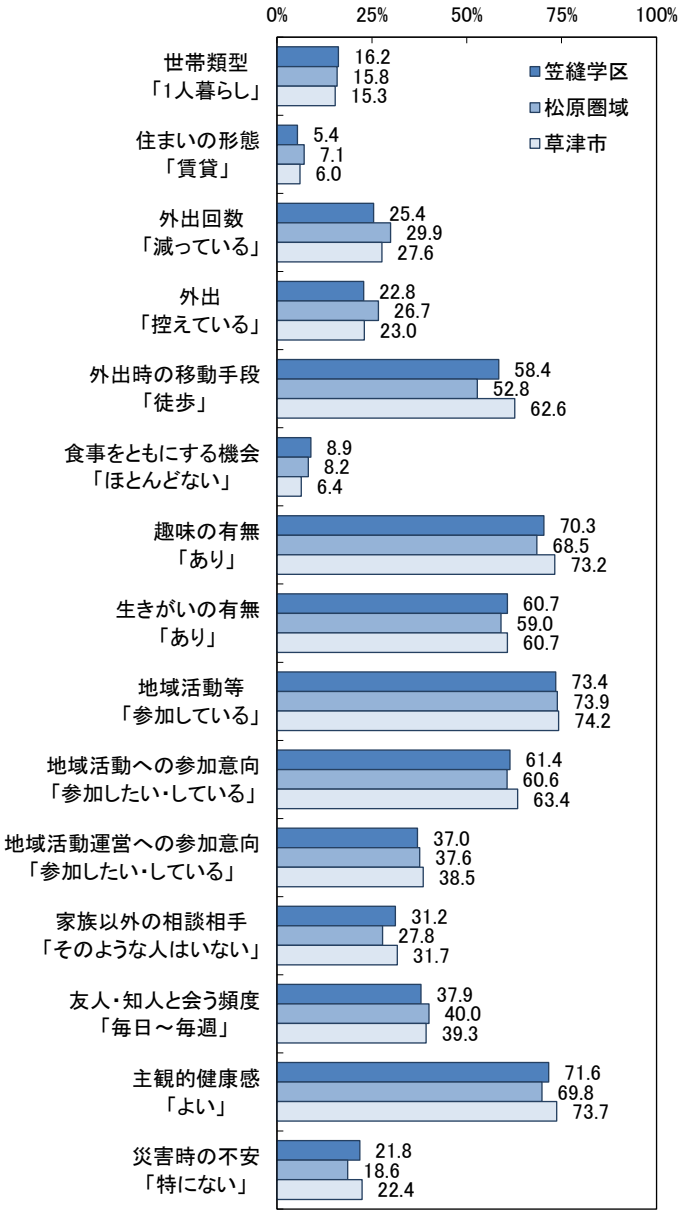

新堂圏域	
（令和２年 10 月１日現在）	（令和２年 10 月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
圏域内人口　15,373 人	要介護・要支援認定者数　618 人
高齢者人口（65 歳以上）　4,264 人	（圏域内高齢者人口に占める割合）　(14.5%)
（高齢化率）　(27.7%)	区分内訳　要支援１・２　150 人 (24.3%)
	要介護１・２　278 人 (45.0%)
	要介護３以上　190 人 (30.7%)

■ 人口ピラミッド ■

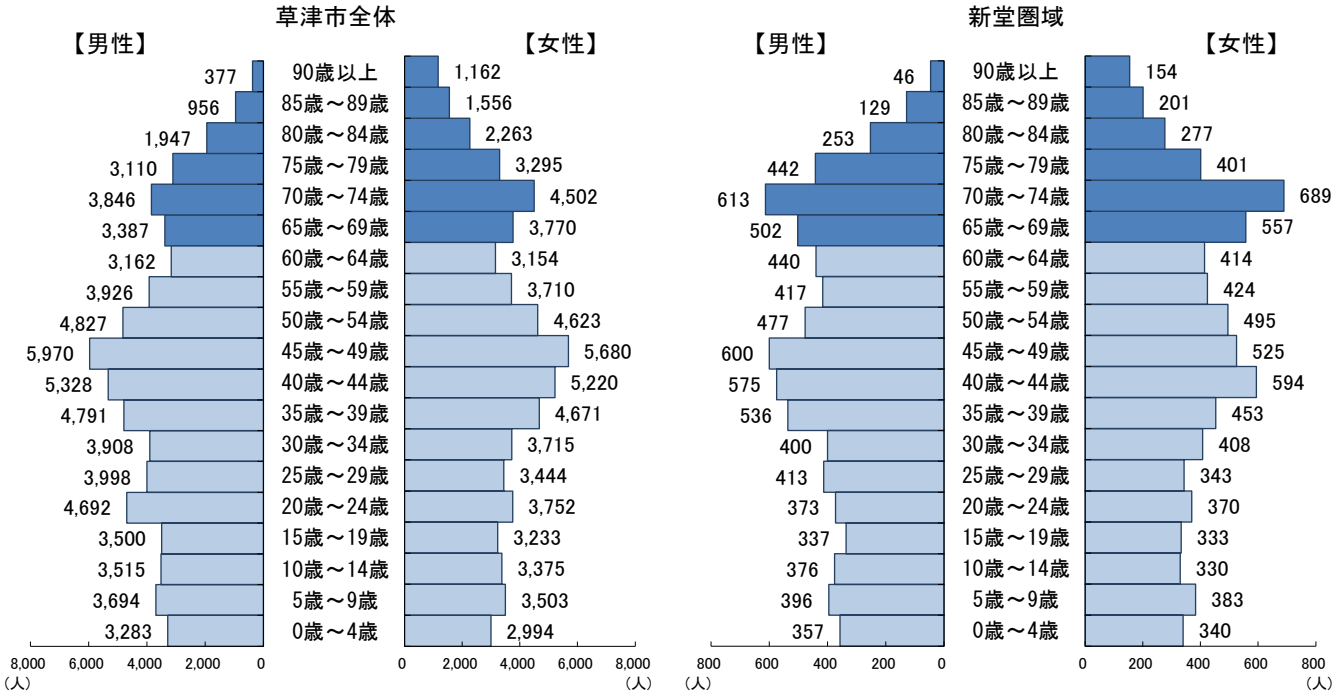

■ 高齢化率の推移 ■

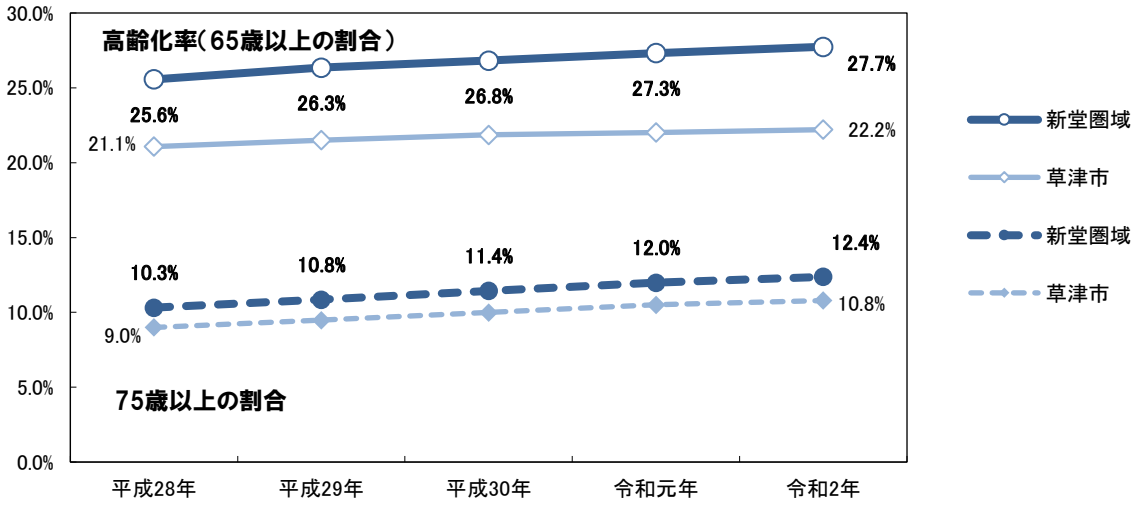

■ 地域資源 ■（令和２年４月１日時点）

介護事業所					
●※1	訪問介護	4 事業所	★	居宅介護支援	4 事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	▼	短期入所生活介護	1 事業所
●※1	訪問型サービス（介護予防型）	5 事業所		短期入所療養介護	－
○※1	訪問型サービス（生活支援型）	1 事業所	認	認知症対応型共同生活介護	2 事業所
浴	訪問入浴介護	2 事業所		介護老人福祉施設	－
	訪問看護	－	特	地域密着型介護老人福祉施設	1 事業所
	訪問リハビリテーション	－		介護老人保健施設	－
▲※2	通所介護	3 事業所		介護医療院	－
▲※2	認知症対応型通所介護	1 事業所	◆	小規模多機能型居宅介護	2 事業所
▲※2	地域密着型通所介護	2 事業所	◇	看護小規模多機能型居宅介護	－
▲※2	通所型サービス（介護予防型）	4 事業所		福祉用具貸与	1 事業所
△※2	通所型サービス（活動型）	3 事業所		特定福祉用具販売	1 事業所
	通所リハビリテーション	－			

地域資源			
病院	－	薬局	7 か所
一般診療所	13 か所	歯科	6 か所

※１　地図中の●は「訪問介護」のみの事業所
●は、「訪問介護」＋「訪問型サービス（介護予防型）」の事業所
○は、「訪問介護」＋「訪問型サービス（介護予防型・生活支援型）」の事業所

※２　地図中の▲は「通所介護」のみの事業所
▲は、「通所介護」＋「通所型サービス（介護予防型）」の事業所
△は、「通所介護」＋「通所型サービス（介護予防型・活動型）」の事業所

笠縫東学区	
（令和２年 10 月１日現在）	（令和２年 10 月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
学区内人口 10,531 人	要介護・要支援認定者数 380 人
高齢者人口（65 歳以上） 2,723 人	（学区内高齢者人口に占める割合） （14.0%）
（高齢化率） （25.9%）	区分内訳 要支援１・２ 104 人（27.4%）
	要介護１・２ 163 人（42.9%）
	要介護３以上 113 人（29.7%）

【地域資源】 サロン：9 か所、いきいき百歳体操実施団体：7 団体※地域サロン等との重複含む

■ 人口の推移 ■

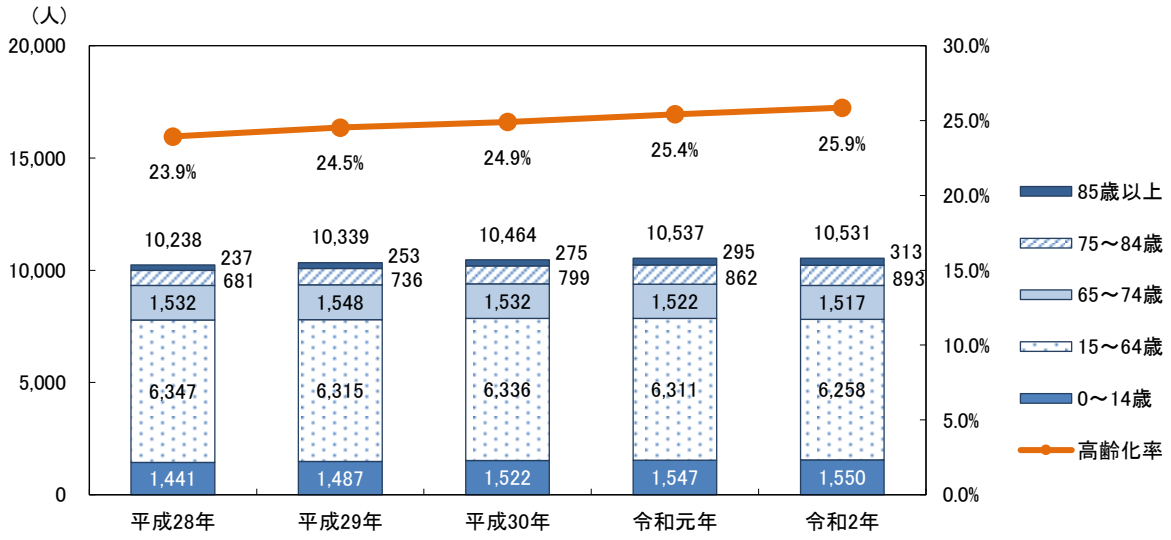

各年 10 月１日時点

■ 高齢化率の推移 ■

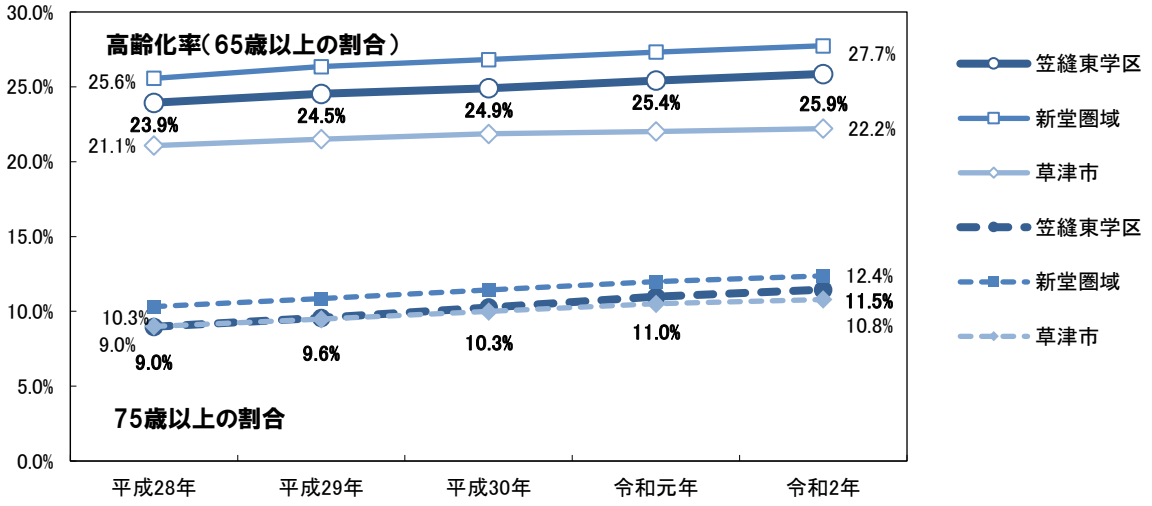

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果 ■

評価項目別についてみると、笠縫東学区は草津市全体と比較して「口腔機能」に該当する人の割合が低くなっています。また、「社会的役割の低下」以外の項目についても該当者の割合が低くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は新堂圏域よりも 10 ポイント以上高くなっていますが、草津市全体と比べるとやや高い程度となっています。家族以外の相談相手が「そのような人はいない」という人の割合は草津市全体・新堂圏域と比べて高くなっています。主観的健康感については「よい」の割合が草津市全体・新堂圏域と比べて高くなっています。

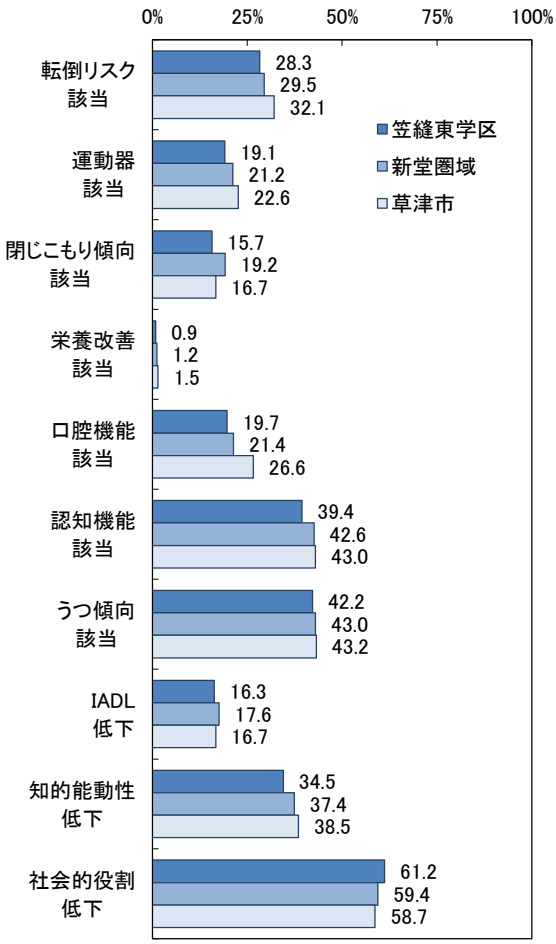

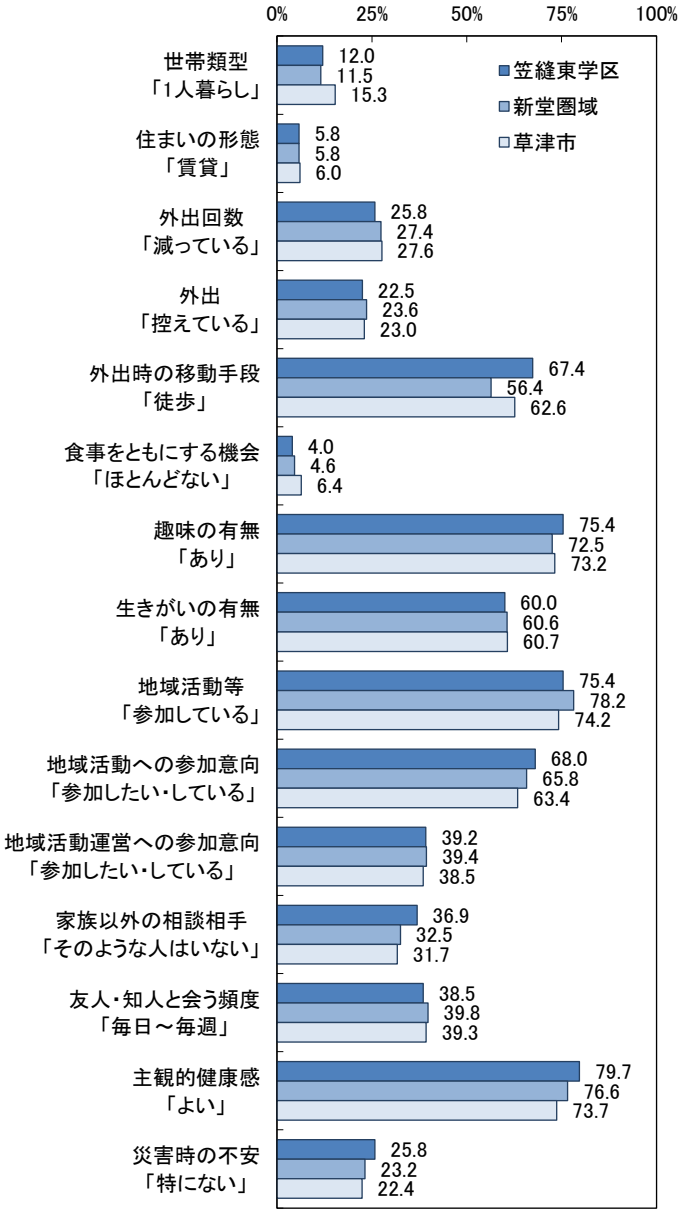

常盤学区	
（令和２年 10 月１日現在）	（令和２年 10 月１日現在）
	【要介護・要支援認定の状況】
学区内人口　4,842 人	要介護・要支援認定者数　238 人
高齢者人口（65 歳以上）　1,541 人	（学区内高齢者人口に占める割合）　（15.4%）
（高齢化率）　（31.8%）	区分内訳　要支援１・２　46 人（19.3%）
	要介護１・２　115 人（48.3%）
	要介護３以上　77 人（32.4%）

【地域資源】　サロン：16 か所、いきいき百歳体操実施団体：9 団体※地域サロン等との重複含む

■ 人口の推移 ■

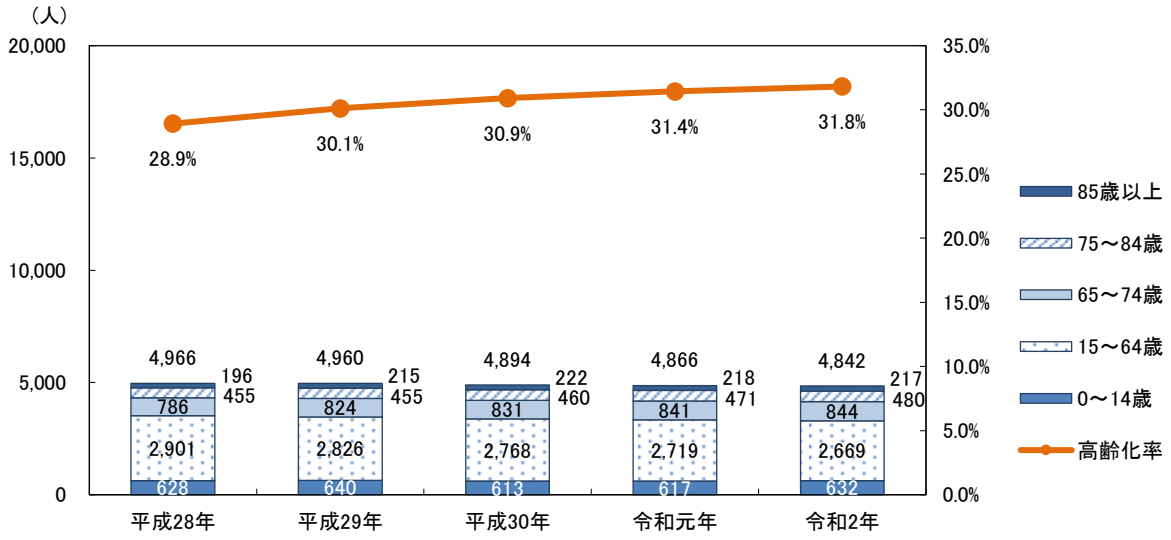

各年 10 月１日時点

■ 高齢化率の推移 ■

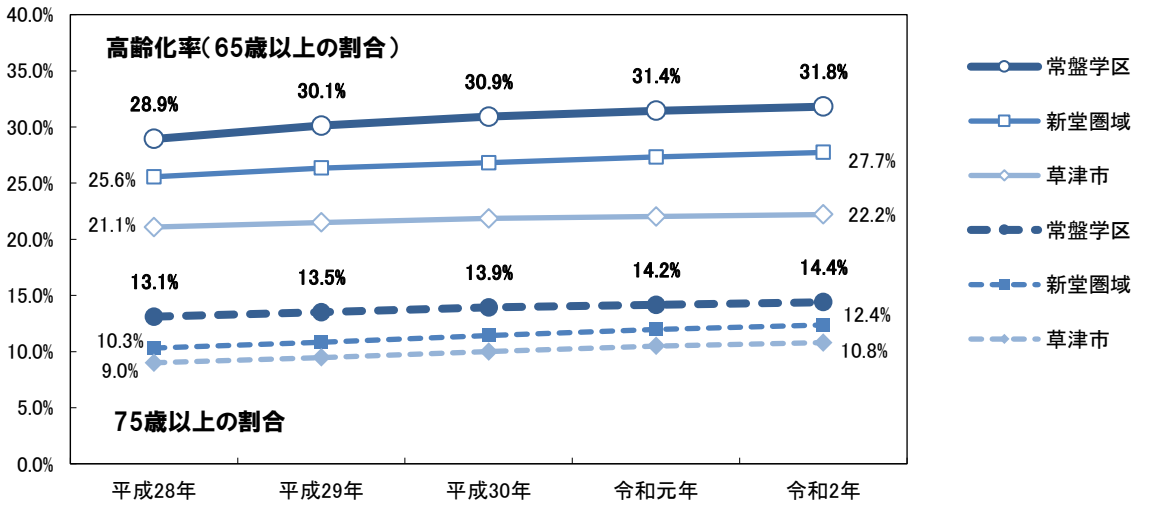

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果 ■

評価項目別についてみると、常盤学区を草津市全体と比較すると「閉じこもり傾向」「認知機能」に該当する人の割合が高くなっています。また、「IADL の低下」「知的能動性の低下」の割合もやや高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津市全体・新堂圏域と比べて大幅に低くなっています。趣味が「ある」人の割合は草津市全体・新堂圏域よりも低くなっていますが、地域活動等に「参加している」人の割合は草津市全体・新堂圏域よりも高くなっています。家族以外の相談相手が「そのような人はいない」という人の割合は草津市全体・新堂圏域よりも低くなっています。災害時に不安が「特にない」という人の割合は草津市全体・新堂圏域よりもやや低くなっています。

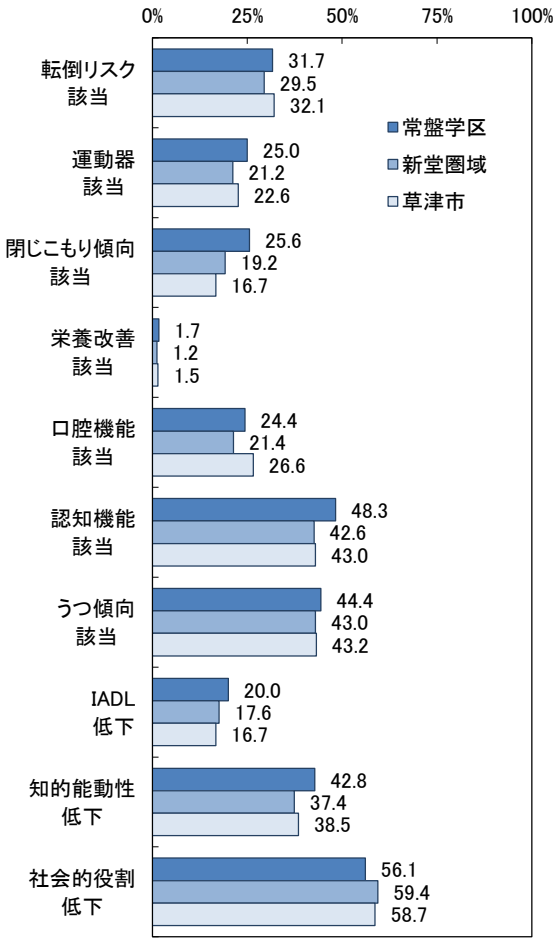

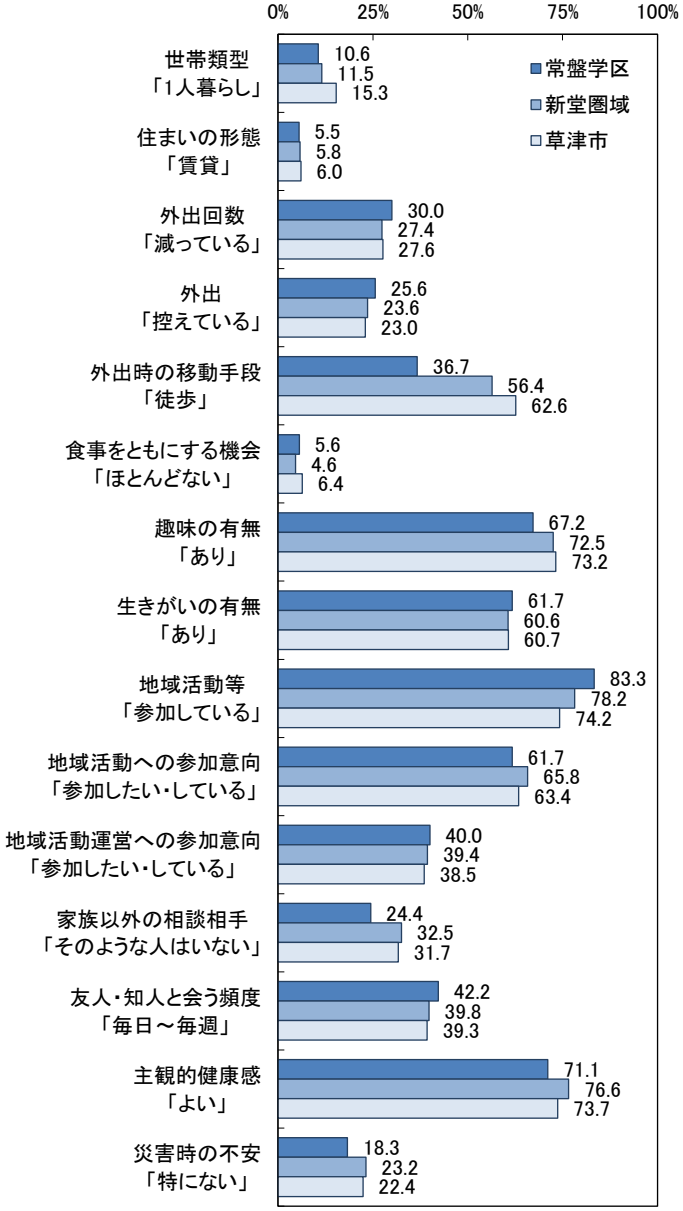

６　用語解説

【ア行】

■アセスメント

課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのことをいう。ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

■インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ＮＰＯ法人、ボランティア等によって提供される、非公式的なサービス。

■ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）

ボランティア活動をはじめとする住民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として成立した「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」により認証された団体で、社会のさまざまな分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。なお、ＮＰＯは、Non Profit Organizationの略語である。

■エビデンス

エビデンスとは、医学・医療の分野において、ある治療法がある病気に対して、安全で効果のあるものかを確立的な情報として示す検証結果（根拠）のこと。

【カ行】

■介護給付

要介護（要介護１～５）の認定を受けた利用者（被保険者）が利用できるサービスの利用料を保険料・税金から賄う（支給する）こと（保険給付）をいう。原則、利用料の９割または８割が補助され、残りの１割または２割が利用者の自己負担となる。（平成30 年８月から、２割負担者のうち、特に所得の高い人は３割の自己負担となる。）

■介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護老人保健施設、介護療養型医療施設のことをいう。介護保険施設はいずれも、施設のケアマネジャーが入所者一人ひとりのケアプラン（施設サービス計画）を作成して、施設の介護職員等がケアプランに沿ったサービスの提供を行う。

■介護予防

高齢者が要介護状態等になることの予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的

として行うもの。心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援するもの。

■介護予防サポーター

地域の様々な介護予防活動を支える人のこと。高齢者の健康づくりや介護予防についての研修を受けた高齢者が、介護予防サポーターとして認定される。本市では、草津市社会福祉協議会にサポーターとして登録された方が活動を実施することでポイントがたまる、「草津市介護予防サポーターポイント制度」を実施している。

■介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう創設された事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなる。「介護予防・生活支援サービス事業」には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、基本チェックリストにより事業対象者と判定された 65 歳以上の高齢者や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象とする。

■基本チェックリスト

運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつなどの生活状況についての 25 項目の簡易な質問票。基本チェックリストの質問に「はい」か「いいえ」で回答することで日常生活に必要な機能をチェックすることができる。

■緊急通報システム

緊急時に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターへ連絡ができるよう機器を設置し、協力員への連絡や消防署への救急出動を要請することができるシステム。看護師による健康相談も行っている。

■ケアプラン

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーがケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、それ以外の社会資源も活用して作成される。

■ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、

⑤ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑥モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取入れられている。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）
　介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、ケアマネジメントという手法を用い、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整を行う人のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

■健康寿命
　健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命の主な指標としては、①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）」がある。

■健康推進員
　市長から委嘱され、市が実施する保健事業への協力や自主的な活動等をとおして、地域における健康づくりの担い手となる人のこと。

■権利擁護
　自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

■高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費
　介護保険では、１か月間に利用したサービスの１割または２割の自己負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額。高額医療合算介護サービス費の場合は医療費も含めた合計額）が負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費」として後から支給される。

【サ行】
■サービス付き高齢者向け住宅
　高齢者世帯の孤立化などを防ぎ、高齢者が安心して生活できるように、見守りや介護保険サービスなどを組み合わせて提供する形態の高齢者住宅。

■災害時要援護者
　高齢者、障害者等、災害発生時に自力で避難することが困難で、支援を要する人のこと。

■事業対象者
　基本チェックリストによる判定で、要介護・要支援になるリスクが高いと判定された第１号被保険者のこと。

■市町村特別給付
　要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付（法定給付）以外に、市町村が条例で定めた独自のサービスを提供するもの。

■社会福祉協議会
　地域福祉を推進する中核的な役割を担う民間団体として位置づけられた組織。社会福祉法に規定されている。行政や関係機関等と連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などのさまざまな事業を実施している。

■若年性認知症
　65 歳未満で発症する認知症のこと。脳血管障害やアルツハイマー病などによって、もの忘れ、言語障害などの症状が生じ、現役世代では仕事を続けることが難しくなるなど、生活にも大きな影響を与える。

■住所地特例
　介護保険や国民健康保険において、介護保険施設や特定施設（〔介護予防〕特定施設入居者生活介護）、病院等に入所（入院）することにより、当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、住所変更以前の住所地市町村の被保険者とする特例措置。介護保険では、施設が所在する市町村に高齢者が集中し、その市町村の保険給付費ひいては保険料負担が増加することで、市町村間の財政上の不均衡が生じることを防ぐために設けられた。

■シルバー人材センター
　地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

■新オレンジプラン
　平成 27 年１月に新たに国の認知症施策推進総合戦略として発表されたもので、それまでの認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）に加え、医療・介護等の連携による認知症の方への支援、認知症の予防・治療のための研究開発、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等が盛り込まれ、認知症の人が、住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

■新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
2019 年 12 月に中国での集団感染が起きて初めて発見された、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により引き起こされる感染症。

■生活支援コーディネーター
地域の助け合い・支え合い体制の構築に向けた取組を推進するために、既存の取組・組織等も生かしながら、資源開発、関係者のネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を担う。

■生活習慣病
日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する症候群」とされている。脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗しょう症、がんなどが代表的。

■成年後見制度
認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■セーフティネット
セーフティネットとは「安全網」の意味で、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度やしくみのことをいう。

【タ行】
■第１号被保険者、第２号被保険者
介護保険では、第１号被保険者は 65 歳以上、第２号被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の人のことをいう。第１号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第２号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定される。

■団塊の世代
第二次世界大戦後、数年間のベビーブームの時期に生まれた世代（昭和 22 年から昭和 24 年頃まで）のこと。この世代の人口規模が大きいため、その動向や志向は社会的影響が大きい。今後、この世代が退職する時期を迎えることについて、その生活の仕方や生き方などに関心が寄せられている。

■地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民

や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。

■地域ケア会議
　地域包括支援センターや市が主催し、高齢者支援について医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決につなげる。個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の発見等を行う「地域ケア個別会議」と、地域づくり、資源開発や政策形成等を行う「地域ケア推進会議」に大別される。

■地域サロン
　社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で気軽に集い、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。地域に交流の場をもうけることで、介護予防や仲間づくりや、近隣での「助け合い」・「支え合い」を育む地域づくりにもつながる。

■地域支援事業
　介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

■地域福祉権利擁護事業
　市社会福祉協議会が実施する事業で、自らの判断だけでは意思決定に支障がある認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人に対して、福祉サービスの利用手続き等の援助や日常生活上の見守り、金銭の管理・書類等の預かりサービスを提供するもの。

■地域福祉コーディネーター
　地域の福祉課題を解決するために、行政や社会福祉施設等の関係機関・団体等と様々な調整を行いながら、地域の福祉課題の解決に向けてリーダーシップを発揮する役割を担う人のこと。専門的な対応が必要なケースへの対応、ネットワークづくり等、問題を抱える住民に対して必要な支援を行う上で、活用できる制度や資源を探し、つなぎ、つくり出す役割を担う。

■地域包括支援センター
　地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市町村または老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち、市町村から包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②

介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

■特定健診（特定健康診査）
　医療保険者が、40～74 歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査のこと。

■特定保健指導
　医療保険者が、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある人に対し、毎年度、計画的に実施する保健指導のこと。

【ナ行】
■認知症
　一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記銘・記憶力、思考力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

■認知症カフェ
　認知症の人やその家族が、地域の人と交流したり、医療や介護の専門家に相談ができる等、相互に情報を共有しお互いを理解し合う集いの場。

■認知症ケアパス
　認知症の人の病状などの進行状況にあわせて、多職種が連携してどのように支援を行っていくかを、時間軸に沿った一覧表などでわかりやすく示したもの。

■認知症高齢者等見守りネットワーク
　認知症高齢者等が外出中に道に迷った際に、地域の生活関連団体等が情報提供や通報に協力いただき、速やかに行方不明者を発見・保護する体制。地域の企業や事業所、地域団体等で協力体制を構成する。

■認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト
　認知症サポーターとは、市町村等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症を正しく理解し、自身のできる範囲で認知症の人や家族を見守り支援する応援者をいう。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成 17 年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100 万人キャラバン」によるものであり、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことを認知症キャラバン・メイトという。

■認知症初期集中支援チーム
　医師など多職種の専門職によるチームで、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、包括的、集中的（おおむね６か月）な支援を行うことで、生活の自立をサポートするもの。

■認知症地域支援推進員
　認知症の医療や介護の専門知識および経験を持ち、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関との連携を図ったり、認知症の人やその家族に対する相談支援業務等を行う人のこと。市町村ごとに配置される。

■認定調査
　介護保険制度において、要介護認定・要支援認定のために行われる調査をいう。調査は、市町村職員や委託を受けた事業者の職員等が被保険者宅の自宅や入所・入院先などを訪問し、受けているサービスの状況、置かれている環境、心身の状況、その他の事項について、全国共通の 74 項目からなる認定調査票を用いて公正に行われる。

【ハ行】
■バリアフリー
　障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

■パブリックコメント
　行政機関が法令や行政計画などを策定する際に、その案を公表し、広く意見などを募ることで公正な意思決定をするための制度。一般的にはホームページでの公開、公共施設での閲覧などの方法で公表し、意見を募集する。

■ＰＤＣＡサイクル
　事業活動などにおいて、品質管理や進捗管理などを円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

■福祉用具
　高齢者や障害者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器、ポータブルトイレ、シャワーチェア、入浴用リフト、立ち上がり座椅子などがある。

■フレイル
　フレイルとは、高齢期に心身の機能が衰えた状態で、健康な状態と、介護が必要な状態

の中間の段階のこと。フレイルの段階で生活習慣の改善などの対策を行えば、健康な状態を取り戻すことが可能といわれている。

■ヘルスプロモーション
　WHO（世界保健機関）が提唱した 21 世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」のこと。

■保険給付
　保険事故（制度の対象となる出来事を指す。介護保険では、「要介護状態」または「要支援状態」）が発生した場合に、被保険者に支給される金銭や提供されるサービス・物品をいう。介護保険制度では、１割または２割負担で提供されるサービスと、その利用料の９割または８割を税金・保険料で賄うことを指す。（平成 30 年８月から、２割負担者のうち、特に所得の高い人は３割の自己負担となる。）

■保険者
　介護保険の保険者は市町村であり、実施する事務として、被保険者の資格管理、要介護認定・要支援認定、保険給付、地域密着型サービス事業者に対する指定および指導監督、地域支援事業、市町村介護保険事業計画、保険料等に関する事務が挙げられる。

【マ行】
■まちづくり協議会
　おおむね小学校区を区域として、地域が主体となって課題解決等のまちづくりを行うために町内会などのコミュニティを中心に、その地域に住む人や団体など、みんなでつくられた地域を代表する団体。

■民生委員・児童委員
　民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域におかれる民間奉仕者で都道府県の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。児童委員は、地域の子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。

【ヤ行】
■ユニバーサルデザイン
　ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品などのデザインにおいて、障害の有無などに関わらず、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障

壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に立つもの。

■要介護者
介護保険制度において、①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、要介護状態の原因である障害が末期の癌など特定疾病によって生じたものであるもの。介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分（要介護１～５）について市町村の認定（要介護認定）を受けなければならない。

■要介護状態
身体上または精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。

■要介護認定・要支援認定
介護保険制度において、介護給付（予防給付）を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準／要支援認定基準）に基づいて行う。要介護（要支援）認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が、被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護状態への該当、要介護状態区分等について審査・判定を求める。

■要支援者
介護保険制度において、①要支援状態にある 65 歳以上の者、②要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することおよびその該当する要支援状態区分（要支援１・２）について市町村の認定（要支援認定）を受けなければならない。

■要支援状態
身体上または精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上もしくは精神上の障害があるため、６か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。

■予防給付
介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

【ラ行】

■隣保館

社会福祉法に基づく隣保事業の推進および基本的人権の尊重の精神にのっとり、同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るため、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、各種の事業を総合的に行う施設。

■老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の自主的組織。同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で30人以上の会員から組織される。高齢者の生きがいづくり、健康づくりを進める活動、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動等の多様な社会活動を総合的に実施する。

6　サービス一覧

【訪問を受けて利用するサービス】

■訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス。身体介護とは利用者の身体に直接接触して行うサービスで、日常生活動作や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス。生活援助は身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス。

■訪問入浴

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービス。

■訪問看護

医師の指示等に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

■訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

■夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随

時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行うサービス。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。

■居宅療養管理指導
在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。

【通所して利用するサービス】

■通所介護（デイサービス）
日中、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

■地域密着型通所介護（小規模デイサービス）
日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

■通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や診療所、病院などに通ってもらい、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図るサービス。

■認知症対応型通所介護
老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。

■短期入所生活介護
特別養護老人ホームなどに短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。

■短期入所療養介護
介護老人保健施設などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等によ

る医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。

■小規模多機能型居宅介護
　通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。

■看護小規模多機能型居宅介護
　「小規模多機能型居宅介護」と訪問看護を組み合わせて提供するサービス。要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になる。

【生活する環境を整えるサービス】

■福祉用具貸与・特定福祉用具販売
　利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、福祉用具をレンタルもしくは販売するサービス。福祉用具には特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器、ポータブルトイレ、シャワーチェア、入浴用リフト、立ち上がり座椅子などがある。特定福祉用具販売は、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行っている。

■住宅改修
　在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、住宅の改修を行うサービス。

【入居・入所して利用するサービス】

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
　寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれる。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
　定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

■介護老人保健施設
　入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排泄といった日常生活上の介

護などを併せて受けることができる。

■介護療養型医療施設
　慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしている。

■介護医療院
　日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた医療内包型の介護保険施設。今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するための新たな介護保険施設として、平成 30 年 4 月に創設された。

■特定施設入居者生活介護
　介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

■地域密着型特定施設入居者生活介護
　介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
　認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。少人数（5 人～9 人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

【計画をつくるサービス】

■居宅介護支援
　介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業初頭との連絡・調整などを行う。

■介護予防支援
　要支援１または要支援２の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適

切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。

草津あんしんいきいきプラン第７期計画

（令和３～令和５年度）

発行：令和３年３月
編集：草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588　草津市草津三丁目13番30号
（TEL）　077-561-2372
（FAX）　077-561-6780
（Eメール）choju@city.kusatsu.lg.jp